

放課後児童クラブ加算負担金（延長・再延長）上限設定についてのお知らせ

本市では、放課後児童クラブの設置及び運営において、安全で安心して利用をいただける様、適切に事業が実施できる支援員の配置や施設の管理を行うことを目的とし、令和6年度から放課後児童クラブの開設時間と利用者負担金を改正しております。

利用者負担金について、これまでは、延長及び再延長（※）利用した場合、1回300円を上限なしで負担いただいておりますが、就労等の関係でやむを得ず延長（再延長）利用をされている一部の保護者に対して負担がかかっていることや、保護者から上限設定についての要望もあることから、令和8年度より延長（再延長）利用負担金に対して月額3,000円を上限にすることを決定いたしました。

なお、その他の利用負担金については変更ありません。詳しくは、下記表及び「入会のしおり」をご覧ください。

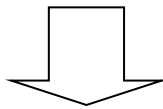
今後とも放課後児童健全育成事業の充実へ向けた取組みにつきまして、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※再延長利用ができるのは19時まで開設している児童クラブに限ります。

◎基本負担金

（令和7年度まで）

負担金種別	負担金額	備 考
土曜日利用負担金	300円/回	上限なし
長期休業日等利用負担金	300円/回	上限3,000円/月
延長利用負担金	300円/回	上限なし
再延長利用負担金（設定クラブのみ）	300円/回	上限なし



（令和8年度から）

負担金種別	負担金額	備 考
土曜日利用負担金	300円/回	上限なし
長期休業日等利用負担金	300円/回	上限3,000円/月
延長利用負担金	300円/回	上限3,000円/月
再延長利用負担金（設定クラブのみ）	300円/回	

利用負担金の納付につきましては各児童クラブの方法及び納期に従って納めてください。

☆問い合わせ先☆

市子ども福祉課 : 31-0243

美都地域総務課 : 52-2312